

二年六月篠原の戦に、光宗先頭に進み、矢を放つて平有國が鎧の胸板を穿ち、遂に肉薄してその首級を取つたとある。

ノノムラシヨウハチ 野々村庄八 前田利家の臣。天正十一年四月柳瀬の役に戦死した。知行千石。子孫は貞享元年忠右衛門の追放せられるに及んで断絶した。

ノノムラチユエモン 野々村忠右衛門 御小將組に屬し、御馬奉行を勤めてゐた。祿千石。貞享三年三月廿二日罪あつて成瀬伊織當隆に御預となり、四年四月六日上口に追放せられた。

ノノムラミチマサ 野々村通正 朝岡興禎の古畫備考に、野々村通正を加州の畫人であると記して『寫山樓(谷文晁)加州藩士より聞之云々』との註を加へ、尾形流略印譜には通正七十七歳筆の款識を載せてある。併しその加賀人であるか否かは明らかでない。

ノノムラモクベエ 野々村木工兵衛 祿三百二十石。寛永十六年前田利常に従ひ小松に移り、串に住した。末孫勘左衛門寛文六年に谷市十郎を及傷して絶炊した。

ノハツカ 野八ヶ 石川郡泉野・泉 西泉・米泉・泉野新・泉野出・泉野十一屋及び増泉を併せて、野八ヶといふた。此の附近はもと曠野で、凡べて泉野と稱したのである。

ノバヤマ 野端山 ↓ノダヤマ 野田山。ノブイへ 信家 加賀の刀工。信家と切る。應永後。

ノブサダ 信貞 加賀の刀工。三代茂右衛門信友の二子。通稱太郎右衛門。加州住藤原信貞と切る。慶安頃の人。その子二代勘右衛門又は太郎右衛門信貞は、五代伊兵衛信友

の後を受けて、六代信友になつた。享保十二年九月歿。

ノブスケ 信右 加賀の刀工。信右と切る。通稱永井興三兵衛。天保の頃越中福野から來住した。

ノブタケ 延武 珠洲郡若山庄に屬する部落。能登名跡志に『延武村に、延武といふ利家公より御扶持頂戴せる山廻役あり。』と載せる。この村は貞享前後に若山村といふたが、後に延武といふ百姓の名によつて改めたものである。

ノブタケ 延武 珠洲郡延武に住んだ百姓。初め長氏に仕へ、天正十年以後前田氏の御用を勤め、扶持高二十五俵を賜はつて、世々十村役に任ぜられた。二代延武の時元和二年扶持高を減じて十五俵とせられ、四代延武の時正保二年十村の職を除かれた。

ノブタダ 信忠 加賀の刀工。茂右衛門信友の三子。承應三年前田利常の越中瑞龍寺に寄進した刀中に、賀州金澤住人藤原信忠と切つたものがある。

ノブツラガヒ 信連貝 鳳至郡穴水の海に産する貝で、鎌倉貝・御所盛・繁榮貝・雪貝の名もある。能登名跡志に『此磯に信連貝といひてあり。鎌倉より輒に入れ來りて、我が子孫榮ゆるならば生ぜよとて、磯に捨てられしに、今多く此磯に在り。今貝に輒にすれし跡とてあり。』とあるが、長氏の穴水城に在るに及んで生まれた傳説であらう。

ノブツラキ 信連記 一冊。一名長家創業記。長谷部信連の能登に入國した次第から、その子孫が前田家に隨從し、連頼の時に家人浦野孫右衛門事件が起つたことまでを記して

ある。三輩記の附録で、山田四郎右衛門の著であらうといはれる。

ノブトモ 信友 加賀の刀工。杉本氏。三州鍛冶系圖に據れば、初代信友は京の信國の末で、天正十二年加賀に來り、二代五郎右衛門信友は慶長・元和の頃金澤に住したとするが、それに相當する作品は現存せぬ。三代茂右衛門信友は加州住藤原信友寛永十二年、又は寛永二十年十二月二十日と切る。四代平右衛門信友は賀州住藤原信友承應三年八月吉日、又は加州金澤住藤原信友寛文三年二月日と切る。五代伊兵衛信友は貞享頃。六代勘右衛門又は太郎右衛門信友は太郎右衛門信貞の子で、初銘を亦信貞といふた。享保五年入つて宗家を襲ぎ、十一年九月十八日歿。七代太兵衛信友は天明七年正月十七日歿。八代太助信友は寛政の頃遠電し、九代信友は初銘を信政といひ、通稱太吉後に吉九郎、慶應三年十二月十七日歿。十代丈次郎信友は明治十三年七月九日歿した。

ノブナガ 信長 加賀の刀工。信長と切り應永頃なると、同じく信長と切り應仁頃なると、加州住人信長と切り古刀であるが年代不詳なるとがある。信長は越後山村安信の系ともいひ、又は當麻淺古一派ともいはれるが、眞偽不明である。現存作品は永正以降のものが多い。

ノブナガ 信永 加賀の刀工。信永と切る。文明頃。

ノフノシラヤマシヤ 能生の白山社 越後國頸城郡能生に鎮座する。白山記に九所的小神を擧げて『ノウノ白山、越後。』と見え、白山本宮の大永七年の託宣記には、『白山九所小

神第八佐那武大野内宮能生越後と記する。能生の白山社は世人能生權現と呼ぶものである。ノブフサ 信房 加賀の刀工。古刀期に在つては加州住人信房と切つたものがある。應永頃。又新刀期では承應三年前田利常が越中瑞龍寺に寄進した刀中に、賀州金澤藤原信房と銘じたものがある。

ノブマサ 信政 ↓ノブトモ 信友(九代)。ノブミツ 信光 加賀の刀工。加州住藤原信光と切る。康正頃。

ノブヨシ 信義 加賀の刀工。信右の子。通稱永井保之丞。加州金澤住信義と切る。慶應頃。

ノベハラヒマイ 延拂米 ↓ゲンギンオハラヒマイ 現銀御拂米。

ノボセマイ 上せ米 ↓カイマイ 廻米。ノマジンジャ 野間神社 加賀郡の式内社。文政十一年の社號帳等に、河北郡小坂に在る小坂山王神社をそれであると載せる。これはもと金澤中町の地に鎮座したものを移したのであるが、その式内野間神社たることの確證がある譯ではない。越登賀三州志に『野間神社は古來説多く有て不一。一には此小坂にある社といふ。二には長屋村に在る社といふ。三には居宮別社に鎮座と云。此三社とも吉田社許状もあつて是非不分と也。』とある。又式内等舊社記には、『野間神社。式内一座。玉鉾郷玉鉾村鎮座。祭神豊若饗尊。今稱玉鉾宮。舊傳云。加賀郡之處中古爲石川郡。蓋有異説。』と載せ、大日本史神祇志にも、『今在小坂村。一説云。在石川郡玉鉾村。稱玉鉾宮。』と見えるが、玉鉾は固より石川郡で、それを加賀郡であつたとしたのは、和名鈔の錯

誤である。三輩記の附録で、山田四郎右衛門の著であらうといはれる。